

くらし

家具転倒防止器具を取り付けます

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

地震などの災害時に家具などの転倒による被害の軽減を図るため、し字金具を使用して、対象家具を4組まで無料を取り付けます。

▼対象者／65歳以上のひとり暮らし高齢者

▼対象家具／タンス、食器棚、本棚など(テーブル、机、いす、電化製品、額などは対象外)

▼申し込み／7月1日(木)から7月30日(金)までに家具転倒防止用具取付申請書(高齢福祉課、各支所に設置)に必要事項を記入し、問い合わせ先または各支所へ提出
※昨年までに取り付けを受けた方は除く。

介護保険 負担限度額認定証の更新

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

所得が低い方で、施設および短期入所サービスを利用していらっしゃる方の食費・部屋代の負担軽減を行っています。

負担限度額認定証は、毎年7月31日が有効期限となるため、8月1日以降必要とされる場合は、更新手続きが必要です。

段階	所得要件	資産要件
第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	預貯金等が、単身は1000万円以下(夫婦は合わせて2000万円以下)
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の方	預貯金等が、単身は650万円以下(夫婦は合わせて1650万円以下)
第3段階①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	預貯金等が、単身は550万円以下(夫婦は合わせて1550万円以下)
第3段階②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	預貯金等が、単身は500万円以下(夫婦は合わせて1500万円以下)

8月1日以降、施設および短期入所サービスを利用する予定がない方や適用要件に該当しないことが明らかかな方は申請の必要はありません。
▼適用要件／介護保険制度の改正により、令和3年8月より、適用要件が変更となります。表の各段階における所得要件および資産要件の両方に該当すると適用されます。

※所得要件について、別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税であること。

▼必要書類

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 本人および配偶者の預貯金額などすべての資産がわかる書類(申請の前に通帳記入をしてください。通帳の写しは、表紙の次ページおよび申請日の直近から2か月前までの残高が分かるページを添付してください。また、定期預金のページも添付してください。)
- 個人番号(マイナンバー)提供に伴う本人確認資料の提示
- ※虚偽の申告により、不正受給された場合は、加算金が課されます。

▼申請先

高齢福祉課または各支所
窓口の混雑状況をインターネットで確認できます

問 市民課 ☎(55)7112

市民課の窓口では、曜日や時間帯などによって多くの市民の方がお越しになるため窓口が混み合うことがあります。

現在、市ホームページで市民課窓口の混雑状況などをお知らせしていますので、窓口へお越しの際の参考にしていただき、時間に余裕をもってお越しください。



ダイヤモンド婚・金婚を迎えられたご夫婦へ

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

結婚生活60年以上(ダイヤモンド婚)または、50年以上(金婚)になるご夫婦に該当すると思われる方をお祝いします。

なお、昨年までに同祝賀を受けたご夫婦は除きます。

▼該当要件／市内に住民登録があり、次に該当する夫婦

【ダイヤモンド婚夫婦】

結婚してから満60年以上になる夫婦(昭和36年9月1日以前に婚姻された夫婦)

【金婚夫婦】

結婚してから満50年以上になる夫婦(昭和46年9月1日以前に婚姻された夫婦)

▼申し込み／7月1日(木)から7月30日(金)までに結婚生活60・50年(ダイヤモンド婚・金婚)の申出書(高齢福祉課、各支所に設置)に必要事項を記入し、問い合わせ先または各支所へ提出

青少年の非行・被害防止に取り組む 県民運動(夏期)

7月1日(木)～8月31日(火)

スローガン

「非行の芽

はやめにつもつ みな我が子」